

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第1回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
開催日時	令和6年5月20日(月) 午前10時から午前11時まで
開催場所	西東京市役所田無第二庁舎3階会議室
出席者	吉村潔委員長（東京女子体育大学教授）、宇多正行委員（弁護士）、真鍋五十鈴委員（西東京市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長）、印部眞子委員（豊島区教育委員会教育部教育センター 教育相談スーパーバイザー）
欠席者	
事務局	田村孝夫（教育部教育指導課長）、高野郁子（教育部統括指導主事） 内藤幸雄（教育部教育指導課指導主事）
議題	いじめ防止に係る対策の推進について
会議資料の名称	資料1 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員について 資料2 西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について 資料3 学習者用タブレットに関する各学校スローガンの作成と提出のお願いについて 資料4 西東京市相談窓口一覧 資料5 いじめ発見時の対応について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
<p>1 開会 事務局から開会の挨拶</p> <p>2 事務局より いじめ重大事態に係る状況の説明 いじめ問題等に係る西東京市の取組について事務局による資料の確認と説明</p> <p>3 議題 ○委員長： 資料を確認した上で、令和5年度西東京市いじめ防止対策の取り組みへの評価並びに令和6年度以降継続して実施していくにあたっての助言等あればお伺いしたい。</p> <p>○委員： 資料2の「1 西東京市立学校におけるいじめの認知件数」について、令和5年度小学校は、令和2年度に比べるとだいぶ少ない数字となっている。 一方で令和5年度中学校は44件となっており、令和4年度より件数が増加しているが、どのような背景によるものか。 また、これは中学校で全体的に増加しているのか特定の学校で増加しているのか。 また、「3 いじめ発見のきっかけ」について、令和5年度と令和4年度でいじめ発見の仕方の件数が大きく変わっているが、どのような背景によるものか。</p> <p>○事務局： 学校にはいじめの認知は積極的に進めるように伝えているので、中学校については積極的にいじめの認知が進んだ結果であると捉えている。 また、「いじめ防止対策推進条例」にある、本人が不快と感じたらいじめという定義が教員にも浸透してきたと考える。 根拠としては、いじめ発見のきっかけとして、生徒本人の申し出ではなく、学級担任が発見した件数が増えているということが挙げられる。</p> <p>○委員長： 中学校のいじめ認知件数は、中学校で全体的に増加しているのか特定の学校で増加しているのか。</p> <p>○事務局： 中学校については全体的に各校少しずつ増加している。ただ、学校によっては暴力行為等が増加している学校もあり、学校によって増加数に多少の差異はある。</p>	

- 委員：
教員の意識が向上したことによっていじめを発見できるようになったと認識してもよいか。
- 事務局：
認識相違ありません。
- 委員長：
資料3の「学習者用タブレットの活用に関する各学校のスローガン作成と提出のお願いについて」にあるように、教育委員会や学校主体だけではなく、生徒主体でタブレットの利用について考えていくことでより効果があるのではないかと考えるが、現在は各学校でどのような形でタブレットを利用しているのか。
- 事務局：
タブレットルールについては子どもたちが決めたルールとして、引き続き子どもたちの中で認識はしていってもらえるのだが、昨年度はそれに加えて資料3にあるように、各学校で、子どもたちが感じるタブレットの活用に関する課題等を基に、スローガンを各学校で決めてもらうよう依頼している。
- 委員長：
スローガンの周知については各学校に任せているのか。
- 事務局：
作成したスローガンについては教育委員会に資料として提出はしてもらうが、周知の仕方等については各学校に任せている。
- 委員長：
西東京市教育委員会が発行する市民向けの広報誌等はあるのか。もしあるのであれば各学校からの周知だけではなく、教育委員会の広報誌等にスローガンをいくつか掲載して市民に紹介するという動きにしていかないと、市全体のものにはならないのではないのか。
- 委員：
市報と一緒に配布されている「西東京市の教育」に子どもたちの様子や学校の取り組みが記載されている。その誌面の一部を割いてスローガンを掲載するのも良いのではないのか。
- 事務局：
現段階ではまだ一部の学校のみスローガンが報告されている状況なので、今後報告がある学校に対しては、広報誌等に掲載することを念頭にスローガンを作成していただくように学校には依頼する。
- 委員長：
他にはいかがでしょうか。
- 委員：
学習者用タブレットはすべてインターネットに接続して使用することが可能なのか。
- 事務局：
原則、学校の通常教室にはWi-Fiが通っているので、フィルタリングはかかっているが、基本的には学習者用タブレットでインターネットが活用できる。
- 委員：
学習者用タブレットでSNSは利用することができるのか。
- 事務局：
基本的には学習者用タブレットでSNSにログインして使用することはできないが、Googleの

機能でチャットという機能があり、使用することができる。

○委員長：

西東京市では学習者用タブレットの使用に制限をかけているか。

○事務局：

夜 11 時になると一旦シャットダウンされる設定になっているが、再度タブレットを起動すれば使用することができるので、家庭のルールや、子ども自身の自制について指導していくことに努めている。

○委員：

西東京市では完全に夜 11 時以降の使用を制限していたように記憶している。

○事務局：

ある程度制限はかけているが、夜 11 時のタブレット自動シャットダウン後に再度起動することはできる。

制限については保護者の方からも様々ご意見いただいているところではある。

○委員：

いじめ認知件数の中でタブレットに関することは何件かあったのか。

○事務局：

令和 5 年度は小学校 2 件、中学校 2 件の認知がされている。なお、当該の件数については、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」という幅広い捉え方の項目の件数である。

○委員：

資料 2 の「2 いじめの態様」において、「◎（最も多かった）」「○（次いで多かった）」という分け方になっているが、どの程度多かったのか具体的な件数や割合を知りたい。

○事務局：

「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が小学校では全体の 6 割程度、中学校では全体の 3 分の 2 程度となっている。

○委員：

認知件数は出ないのか。

○事務局：

最も多かった「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が小学校では 45 件、中学校では 33 件、次いで多かった「仲間はずれ、集団による無視をされる」が小学校では 17 件、中学校では 8 件となっている。

○委員：

「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」というのは新たないじめの態様であり、その件数が気になったのだが、先ほど伺った小学校 2 件、中学校 2 件ということでよいか。

○事務局：

小学校は全体で 96 件あるうちの 2 件、中学校は全体で 54 件あるうちの 2 件となっている。

○委員：

いじめ発見のきっかけで、アンケート調査による発見という項目があるが、アンケートは年何回程度、いつ頃実施しているという情報を知りたい。

○事務局：

西東京市においては、必ず実施してもらいたいアンケートが年 3 回、実施時期は都の「ふれ

あい月間」に合わせて6月と11月、西東京市独自に2月に実施している。それに加えて、学校によってはもっと細かいアンケート等を定期的にも実施している場合もある。

○委員：

資料2の「1 西東京市立学校におけるいじめの認知件数」について、解消率の説明のところで「いじめに係る行為の解消は、3か月を目安とする」とあるが、時間の経過だけを見ているのか。

○事務局：

西東京市では、いじめの発生から1週間以内に解決するというようになっており、2週間後に聴き取り、3か月までは双方に聴き取りを継続して行い、問題が無ければ解消という流れになっている。

○委員：

必ず確認はするということか。

○事務局：

そのとおりです。

○委員：

子どもたちのいじめの発見には様々な発見のきっかけがあると思うが、先生からの暴言や不適切な発言に関する訴えはあるのか。

○事務局：

西東京市で実施している「ふれあいアンケート」は、学校生活全体に関するアンケートとなっており、先生から嫌なことをされたか否かの質問もあるので、先生への意見も言えるような形にはなっている。

なお、現状では先生に対する訴えは上がってきていない。

○委員長：

私の記憶では、体罰に関する大きな案件があった場合、いじめとは別に体罰に関するアンケートを各学校が実施することがあるのだが、質問の仕方が難しかった。低学年の児童に体罰と言っても伝わらないので、「何か先生から言われて嫌だったことはありますか」といった質問文でアンケートを行い、回答の中で引っかかる内容のものがあつたら全て校長が担任を通して確認を行い、必要であれば本人と校長が話すということには行っていた。

○事務局：

西東京市でも、ふれあい月間とは別に、12月に服務事故防止月間があり、担任以外の教員がクラスの子どもたちにアンケートを行い、その結果を担任は見ずに管理職のみが確認して聴き取りを行うという取り組みを行っております。

○委員長：

取り組みへの評価となるが、いじめの認知件数が増えたから悪いということではない。逆に認知件数が多いということは問題が小さい段階からきちんと報告しているとも言えるので、件数だけでは何とも言えない。

学級担任がいじめを発見した件数が増えているということは、教員の意識が向上しているのかもしれないし、逆に本人からの訴えが減っているというのは良いことなのか悪いことなのかははっきりとはわからないが、これらの数値をこれからも注視していくことが必要だと考える。

また、資料2の最後に「いじめ問題対策委員会の答申を受けて」という項目があり、そこで「教職員の「学校いじめ基本方針」についての理解度の向上のための研修の実施や保護者への周知機会の設定を令和5年度2月校長会、令和6年度4月校長会、副校長会で依頼を行う」と記載があるが、これは昨年度の本委員会で、「年度当初に行うことが重要である」とお話しした内容を反映していただいたということか。

○事務局：

お話しいただいた内容を受けて、昨年度末の校長会にて指導主事から依頼をかけた。

○委員長：

併せて非常に重要なことが、年度当初に校長が教職員に対して、各学校で作成したいじめ防止対策方針を周知したかどうかである。

また、同様に担任あるいは学年の教員が、年度当初の保護者会で保護者に対して、方針の説明を行っているかどうか也非常に重要である。

これらがしっかり行われているかどうかを教育委員会で確認してほしい。

昨年度末に校長会で依頼をかけた後の学校の動きはどうか。

○事務局：

保護者会まで行ったという学校はまだ聞いていないが、いじめについての研修を年3回実施することが条例でも決まっているので、おそらく学校の基本方針を確認する研修は実施されていると思う。

また、各校のホームページにいじめ防止の基本方針を掲載するよう依頼しており、概ね全ての学校で令和6年度版が掲載されていたので、各校で意識をもって年度当初に対応してもらったのではないと思う。

○委員長：

生活指導主任会等で、生活指導を担当している指導主事に確認すると良いのではないかと。

○事務局：

6月に生活指導主任会があるので、年度当初の動き等を確認する。

○委員長：

先ほど研修の話があったが、資料2の「4 学校におけるいじめに関する令和5年度の取組」に研修に関する記載があるが、何か研修に関する意見等はあるか伺います。

(特になし)

○委員長：

いじめ問題対策連絡協議会が5月と2月に開催されているがどのような内容か。

○事務局：

いじめ問題対策委員会とは別で、参加いただいている委員の方と情報共有を行っている。

○委員長：

研修の場で対応が難しかった事案等の事例を紹介し、どのように対応すれば良かったのかと考えさせるような研修にしないと、ただ話しているのを聞いているだけということになりかねないと思うのだが、実際にはどのように研修が行われているのか。

○事務局：

若手研修については、いじめや虐待に対応するスクールアドバイザーが、西東京市の対応について具体例を踏まえて詳細を説明している。最初の入り口としての初期対応の説明等を丁寧に行っている。

いじめ問題スペシャリスト養成研修についても、講義形式の研修となっており、昨年度はいじめ重大事態が発生したことを踏まえて、いじめ重大事態が発生した場合に学校がどのような対応ができるのかを講師の方にお話しいただいた。

○委員：

教員側からこういう研修をしてほしい、事例についての検討会を行いたいといった申し出はないのか。

○事務局：

そのような申し出は現状いただいていない。

生活指導担当の校長先生等の意見を伺った上で、現場の教員のニーズに沿った研修になるよ

うに講師や内容等を検討していきたいと考えている。

○委員：

担任以外の教員も忙しい現状で、チームで対応することができず、担任の教員が一人で抱え込んでしまう場面も多くあると思うので、教員個人のメンタルケアも含めて研修の中で対応が必要になってくると思う。

○事務局：

現状は生活指導主任が研修対象になっているが、管理職研修等でもいじめに対する組織対応等の研修を行っていくことを検討したい。

○委員：

委員長の話にもあったように、事例検討も非常に有意義な研修になると思うので、西東京市内の事例でなくても、ニュース等で話題になっている事例を取り上げて研修に取り入れることも良いのではないかと思う。

○委員長：

研修の在り方についても再度工夫いただければと思う。

○委員長：

外部機関との連携という点において、いじめ問題対策連絡協議会は学校だけでなく様々な関係者が携わっていると思うが、具体的にどのようなことが行われているのか。

○事務局：

いじめに関する関係組織の方々をお呼びし、それぞれの立場からのいじめ対応の情報をお話しいただき、現在の連携状態及び連携に関する課題や問題点等をそれぞれの立場から共有していただいている。

○委員長：

いじめ問題対策連絡協議会はある程度同じ地域の関係者ごとにグループに分かれて協議を行っているのか、もしくは全体で協議を行っているのか。

○事務局：

15名程度の委員として、それぞれの立場の代表者にお越しいただき、全体で協議を行っている。

○委員：

いじめ問題対策連絡協議会の委員は15名程度いらっしゃるとのことだが、委員全員が必ず協議会に参加されているのか。

児童相談所はお忙しい方が多く、会議欠席の場合も多く見られる。

○事務局：

委員全員の参加を目指してはいるが、日程調整等の関係で昨年度は委員全員参加での協議会実施は叶わなかった。

○委員長：

資料2の「4 学校におけるいじめに関する令和5年度の取組」にて、「学校がいじめを把握した際は速やかにスクールアドバイザーが現状を把握」とあるが、スクールアドバイザーとはどのような方なのか。

○事務局：

西東京市独自の職であり、西東京市内の学校の元校長先生に就いていただいている。
学校からのいじめと虐待についての報告を教育委員会として集約する窓口としての役割を担っていただき、スクールアドバイザーの方に作成いただいた資料を教育指導課内にて共有している。

○委員長：

スクールアドバイザーの職には元校長先生が就いてらっしゃるのか。

○事務局：

現在、本市にスクールアドバイザーは2名いらっしゃり、両名とも西東京市内の学校の元校長先生である。

○委員：

スクールアドバイザーの方が学校からの一報を受けて、必要な機関への連絡も行ってらっしゃるのか。

○事務局：

子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携をとる場合もある。その中で重要性の高い案件については、指導主事が対応を行う場合もある。

○委員：

スクールアドバイザーの方は、内容的なところまで入って対応するのか、もしくはあくまで集約する窓口としての対応のみとなるのか。

○事務局：

時と場合による。問題への対応について学校に助言したり、まとめた内容を教育委員会に共有していただいている。その中で問題がこじれた場合は指導主事が対応を行っている。

○委員：

対応が難しい案件だった場合は、スクールアドバイザーの方から指導主事に対応を移行するという事か。

○事務局：

そのような流れになる。その場合は他機関との連携も必要となってくるので、指導主事と学校の管理職とのやり取りになっていく。

○委員：

初期対応がスクールアドバイザーの方というイメージでよいか。

○事務局：

そのような形になる。いじめだけでなく虐待も含めて対応を行っていただいているので、学校の児童虐待防止委員会に参加していただく役割もある。

○委員：

いじめと虐待という複数案件について対応するとのことで、2名という人数を考えるとどこまでできるのかという疑問があったため対応内容を確認した次第である。

○委員：

スクールアドバイザーの件について補足いたします。平成27年から学校運営協議会が年3回開催されるようになった。当該の協議会にはスクールアドバイザーや子ども家庭支援センターの方に入っただき、子どもたちの個人情報を出しながら検討を行っている。

その協議会の総括として、スクールアドバイザーが校長先生に虐待報告の対応について指摘を行っていただいております。子ども家庭支援センターと協力して進めているという現状である。

校長に対してスクールアドバイザーから指摘等があり、とても緊張感のある協議会である。

○委員長：

学校運営協議会は学校ごとに開催されているのか。

○委員：

学校ごとに開催されている。家庭の状況を知ることができるため話しやすい。

○委員長：
協議会には誰が参加しているのか。

○委員：
校長、生活主任、養護教諭等、学校によって参加者や参加状況は異なる。
地域の民生委員や様々な立場の方が参加することで、家庭に関して何かあれば速やかにカンファレンスにつなげることができていると思う。

○委員長：
いじめや虐待の事案について、関係機関と一体となって取り組んでいき、しっかりと機能させていくことが大事だと思う。

○委員長：
2名から増員する予定はないのか。

○事務局：
現状では増員は難しい。

○委員長：
スクールアドバイザーの方は通常は教育委員会の事務局にいらっしゃるのか。

○事務局：
学校を回っているため離席していることも多いが、通常は教育委員会の事務局にいらっしゃる。

○委員長：
他に何か意見はあるか。

○委員：
学校と関わっていく中で、教員に相談したいことがあっても、管理職の方から定時の16時45分以降には極力相談を避けるように依頼されることが多く、働き方改革について気を遣っていることが感じられる。

○委員長：
昨年は教員が不足しており、教員の採用倍率も1.1倍を下回っているという状況の中で、今年はどうになるのか、また、若い教員が辞めていくことが当たり前になっている中で、教員の育成をしていくのは大変なことだと思う。
その中で、いじめの案件を担当の教員だけが抱えてしまっているということに関しては以前より課題となっているが、未だに担当の教員だけで抱えて潰れてしまったという案件が存在する。
その課題の解決に取り組むことが、最終的には子どもたちを守ることに繋がると思うので、教員の方々も大変だとは思いますが、子どもの安全を第一に考えて取り組んでいただければと思う。

○委員長：
ほかに意見なければ、本日は以上で意見交換を終了する。
次回委員会は1月28日10時開始で予定している。

4. 事務連絡

○事務局：
特になし

以上